平成２９年（フ）第５号
兵庫県加古川市野口町坂井227番地の１―203、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町中津278番地の１
債務者　吉井　啓二
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３３号
兵庫県加古川市尾上町口里770番地の16　葉月荘３号
債務者　高田　博文
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５９号
兵庫県姫路市菅生台15番地　六角高層県住２―105号
債務者　御食事処さくらこと　矢北智恵子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６２号
兵庫県加古川市別府町別府955番地の５ヴェルメゾン304号、従前の住所兵庫県加古川市別府町別府541番地の11
債務者　船曳美枝子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７１号
兵庫県姫路市網干区坂出25番地　メゾンコクヨ201号室
債務者　小林　文夫
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７５号
兵庫県姫路市飾磨区中浜町１丁目15番地３シャネル中浜101号
債務者　桑名　清美
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１４６号
鳥取県米子市祇園町１丁目54番地６
債務者　北村　裕嗣
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第９９号
広島市西区大芝１丁目19番１―102号
債務者　三戸　健次
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０８号
広島市安佐南区大町西１丁目３番13―615号
債務者　栗栖ヤエ子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１４号
広島市東区戸坂新町２丁目46番６―303号
債務者　小野麻記子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１号
香川県高松市亀田町463番地２
債務者　植原　照雄
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７５号
高知県吾川郡いの町小川西津賀才377番地
債務者　井沖　篤哉
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９３号
高知県香南市野市町西野243番地２
債務者　藤村　都子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３０号
高知県土佐郡土佐町田井1479番地２
債務者　溝口　　翼
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３２号
高知市十津５丁目20番10号　コーポ十津201
債務者　上岡　五月
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４号
高知県吾川郡いの町3593番地
債務者　藤山佳朱紗
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５号
福岡県うきは市浮羽町東隈上181番地８
債務者　仲原　智江（旧姓宗久・武内）
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部